5　締約国は、この条の規定に従い自国について製造、輸入及び輸出が許可されていない水銀添加製品が組み立てられた製品に組み込まれることを防止する措置をとる。

6　締約国は、水銀添加製品の危険及び利益の評価によって環境又は人の健康に対する利益が明示されない限り、自国についてこの条約が効力を生ずる日の前から知られている水銀添加製品の用途に該当しない水銀添加製品の商業上の製造及び流通を抑制する。締約国は、適当な場合には、当該水銀添加製品の環境及び人の健康に対する危険及び利益に関する情報を含む当該水銀添加製品に関する情報を事務局に提供する。事務局は、当該情報を公に利用可能なものとする。

7　締約国は、水銀添加製品を附属書Aに掲げるための提案を事務局に提出することができる。この提案には、4の規定に基づく情報を考慮して、水銀添加製品の代替製品であって水銀を含まないものの利用可能性、技術的及び経済的な実現可能性並びに環境及び健康に対する危険及び利益に関連する情報を含める。

8　締約国会議は、この条約が効力を生じた日の後五年以内に、附属書Aを再検討するものとし、第二十七条の規定に従って同附属書の改正を検討することができる。

9　締約国会議は、8の規定に基づいて附属書Aを再検討するに当たり、少なくとも次のものを考慮する。

(a)　7の規定に基づいて提出された提案

(b)　4の規定に基づいて利用可能となった情報

(c)　環境及び人の健康に対する危険及び利益を考慮に入れた技術的及び経済的に実現可能な水銀を含まない代替製品の締約国における利用可能性

第五条　水銀又は水銀化合物を使用する製造工程

1　この条及び附属書Bの規定の適用上、水銀又は水銀化合物を使用する製造工程には、水銀添加製品を使用する工程、水銀添加製品を製造する工程又は水銀を含む廃棄物を処理する工程を含まない。

2　締約国は、次条の規定に従って当該締約国が適用除外を登録した場合を除くほか、個別の製造工程について附属書Bに規定する段階的廃止期限の後は、同附属書第一部に掲げる製造工程における水銀又は水銀化合物の使用について、適当な措置をとることにより、許可しないものとする。

3　締約国は、附属書B第二部の規定に従って、同附属書第二部に掲げる製造工程における水銀又は水銀化合物の使用を制限する措置をとる。

4　事務局は、締約国により提供される情報に基づき水銀又は水銀化合物を使用する工程及びその代替となる工程に関する情報を収集し、及び維持するものとし、当該情報を公に利用可能なものとする。締約国は、他の関連する情報を提出することができ、事務局は、当該情報を公に利用可能なものとする。

5　附属書Bに掲げる製造工程において水銀又は水銀化合物を使用する一又は二以上の設備を有する締約国は、次のことを行う。

(a)　当該設備からの水銀又は水銀化合物の排出及び放出について対処するための措置をとること。

(b)　第二十一条の規定に基づいて提出する報告に、この5の規定に従ってとった措置に関する情報を含めること。

(c)　附属書Bに掲げる製造工程において水銀又は水銀化合物を使用する自国の領域内における設備を特定することに努め、かつ、この条約が自国について効力を生じた日の後三年以内に、当該設備の数及び種類に関する情報並びに当該設備において使用される水銀又は水銀化合物の年間使用量の見積りを事務局に提出すること。事務局は、これらの情報を公に利用可能なものとする。

6　締約国は、自国についてこの条約が効力を生ずる日の前には存在していなかった設備について、附属書Bに掲げる製造工程における水銀又は水銀化合物の使用を許可してはならない。当該設備は、適用除外の対象とならない。

7　締約国は、水銀又は水銀化合物が意図的に使用される他の製造工程であって、この条約が効力を生ずる日の前には存在していなかったものが環境上及び健康上の重大な利益をもたらし、かつ、このような利益をもたらす技術的及び経済的に実行可能な水銀を含まない代替となる工程が利用可能でないことを締約国会議が満足するように当該締約国が証明することができる場合を除くほか、当該製造工程を用いる設備の開発を抑制する。

8　締約国は、附属書Bに掲げる製造工程における水銀及び水銀化合物の使用並びに当該製造工程からの水銀及び水銀化合物の排出及び放出を削減し、及び実行可能な場合には廃絶するため、関連する新たな技術的発展、経済的及び技術的に実行可能な水銀を含まない代替となる工程並びに可能な措置及び技術に関する情報を交換するよう奨励される。

9　締約国は、水銀又は水銀化合物を使用する製造工程を掲げるために附属書Bを改正する提案を提出することができる。この提案には、当該製造工程に代わる水銀を含まない工程の利用可能性、技術的及び経済的な実行可能性並びに環境及び健康に対する危険及び利益に関連する情報を含める。

10　締約国会議は、この条約が効力を生じた日の後五年以内に、附属書Bを再検討するものとし、第二十七条の規定に従って同附属書の改正を検討することができる。

11　締約国会議は、10の規定に基づいて附属書Bを再検討するに当たり、少なくとも次のものを考慮する。

(a)　9の規定に基づいて提出された提案

(b)　4の規定に基づいて利用可能となった情報

(c)　環境及び健康に対する危険及び利益を考慮に入れた技術的及び経済的に実行可能な水銀を含まない代替となる工程の締約国における利用可能性

第六条　要請により締約国が利用可能な適用除外

1　いずれの国又は地域的な経済統合のための機関も、次の時に事務局に対する書面による通告を行うことにより、一又は二以上の附属書A及び附属書Bに掲げる段階的廃止期限の適用除外（以下「適用除外」という。）を登録することができる。登録には、締約国の適用除外の必要性を説明する文書を添付する。

(a)　この条約の締約国となる時

(b)　附属書Aの改正により加えられた水銀添加製品又は附属書Bの改正により加えられた水銀を使用する製造工程の場合には、適用される改正がその締約国について効力を生ずる日まで

2　適用除外は、附属書A若しくは附属書Bに掲げる分類又は国若しくは地域的な経済統合のための機関により特定される小分類のいずれかについて登録することができる。

3　一又は二以上の適用除外を有する締約国については、登録簿に掲げる。事務局は、この登録簿を作成し、及び維持し、並びに公に利用可能なものとする。

4　登録簿には、次のものを含む。

(a)　一又は二以上の適用除外を有する締約国の表

(b)　各締約国が登録した適用除外

(c)　個別の適用除外が効力を失う日

5　締約国が登録簿に一層短い期間を示す場合を除くほか、1の規定に基づく全ての適用除外は、附属書A又は附属書Bに掲げる関連する段階的廃止期限の後五年で効力を失う。

6　締約国会議は、締約国の要請により、当該締約国が一層短い期間を要請しない限り、適用除外を五年の期間延長することを決定することができる。その決定を行うに当たり、締約国会議は、次のものを十分に考慮する。適用除外は、製品ごとの段階的廃止期限につき一回のみ延長することができる。

(a)　適用除外の延長の必要性を正当化し、並びに適用除外の必要性をできる限り速やかに除去するために実施され、及び計画された活動の概要を示す締約国からの報告

(b)　水銀を含まない代替製品及び代替となる工程又は適用除外の対象となる製品若しくは製造工程における使用より少ない水銀を使用する代替製品及び代替となる工程の利用可能性に関するものを含む利用可能な情報

(c)　環境上適正な水銀の保管及び水銀廃棄物の処分を行うための計画されている又は進行中の活動